

35343

山口県

田布施町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合	—	課税標準軽減 【1.5%以上の賃上げ表明】 2分の1 【3%以上の賃上げ表明】 4分の1 (中小企業等経営強化法)	固定資産税	【1.5%以上の賃上げ表明】 3年度間 【3%以上の賃上げ表明】 5年度間
対象設備 機械及び装置、器具及び備品、工具(測定工具及び検査工具)、建物付属設備				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田布施町企業立地促進条例	H19.3	○企業立地奨励金 1 対象事業(風俗営業に類するものを除く) ・製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、宿泊業(風俗関連営業に係るものを除く)、学術研究、専門・技術サービス業 2 事業所の設置 ①新設 ②増設(事業規模の拡大を目的とし、新規雇用従業員5名以上) ③移転(新規雇用従業員1名以上) ※事業所とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。 ※新規雇用従業員 ・新事業所の操業開始前1年から操業開始後6月までの間に雇用され、雇用時から引き続き本町に在住(外国人を除く) ・雇用時の年齢が満40歳未満 3 投下固定資産総額(賃貸・リース含む) ・総額 5,000 万円以上、かつ建物及び償却資産の合計が 2,000 万円以上	○企業立地奨励金 適用事業所の設置のために取得した固定資産に賦課される固定資産税相当額 基準年度から3年度間 ※ただし、次の要件を満たす場合には5年度間(4年度目以降は半額) ・対象業種…製造業 ・立地形態…新設・増設 ・投下固定資産投資総額…1億円以上、かつ建物及び償却資産の合計が 5,000 万円以上 ・立地場所…工場適地 ・新規雇用従業員…30 人以上 ○指定事業者が新規雇用従業員を雇用した場合 1人につき20万円を交付(基準年度のみ)